平成２４年（フ）第６３３号
京都府向日市上植野町山ノ下４番地の20
債務者　武本　憲幸
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３２９号
堺市北区新金岡町５丁５番113号
債務者　美容室ハートツリーこと　倉岡　靖絵
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９２号
大阪府富田林市若松町１丁目12番４号
債務者　武村美代子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２５号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目３番４号
債務者　小坂　榮子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
大阪府岸和田市小松里町754―３―403、住民票上の住所大阪府和泉市室堂町５番地の１―６―806
債務者　三上健二郎
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
大阪府和泉市三林町17番地
債務者　石川真由美（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
大阪府岸和田市土生町1556番７セレーナ土生206号、住民票上の住所大阪府岸和田市下野町３丁目10番24号
債務者　大北　憲司
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
大阪府岸和田市流木町８番地の11
債務者　川端　　茂
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
大阪府和泉市府中町２丁目３番28―206号、前住所堺市中区深井北町33番地４
債務者　藤本　和美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
大阪府岸和田市土生町２丁目24番10号吉田住宅102号
債務者　下山　幸広
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地60棟304号
債務者　野海　佐知
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
大阪府岸和田市岡山町116番地の５
債務者　田中　大輔
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
長崎県長崎市飽の浦町１番65号　楠本ハイツ102
債務者　小道　長晴
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
群馬県太田市鳥山下町684―１　コーポＫＳＡ―１号、住民票上の住所埼玉県深谷市新戒709番地１
債務者　茂木　孝浩
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１９７号
新潟市東区石山１丁目２番12号　東洋ハイツ206
債務者　猪俣　洸二
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３７号
香川県高松市男木町1754番地
債務者　谷川　満也
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係